

平成30年4月25日

会員各位

大田建設業協会 事務局 今岡

島根県公共工事共通仕様書の「安全確保」に関して  
別添のとおり、島根県公共工事共通仕様書特記事項の  
「安全確保」に関して、県央県土から再度、周知を依頼さ  
れましたので、ご確認の上、よろしく申し上げます。

央整第 1,203 号  
平成30年4月23日

一般社団法人 島根邑智建設業協会 会長 }  
一般社団法人 大田建設業協会 会長 } 様

島根県 県央県土整備事務所長  
(技術管理スタッフ)



島根県公共工事共通仕様書特記事項の改訂に伴う安全確保について（報告依頼）

平素から島根県の社会資本整備行政にご協力いただき、誠にお礼申し上げます。

既にご承知のこととは存じますが、「島根県公共工事共通仕様書特記事項」の改訂（平成29年11月1日施行）により、共通仕様書1編1章1節1-1-1-26「工事中の安全確保」として、「受注者は、施工中の工事に関し労働基準監督署等から指導票や是正勧告書等が交付された場合は、発注者に報告するものとする。また、交付された指導票や是正勧告書等に対する改善が終わった場合にも、発注者に報告するものとする。」ことが、追加されました。

このことに関し、労働基準監督署から文書（指導票や勧告書）等が交付された場合には、適用日以前の発注工事につきましても（現場のさらなる安全確保の観点から）速やかに発注者へ報告いただきますようお願いいたします。なお、報告先等は別添資料による取り扱いといたしたく、協会の皆様方への周知をお願いいたします。

【問い合わせ】

島根県 県央県土整備事務所

技術管理スタッフ 佐々木・福間

TEL0855-72-9626・9625

## 【別添資料】

### 1. 適用日（平成 29 年 11 月 1 日）前の発注工事

#### 1) 当該年度内（平成 30 年 3 月 31 日まで）に竣工した工事

労働基準監督署からの文書交付が

- ・ 有る場合 → 交付文書及び改善報告（何れも写し）を提出
- ・ 無い場合 → 交付が無かった旨の報告、提出書類の様式は自由
- ・ 提出先：技術管理スタッフまで（〆切は平成 30 年 5 月 18 日）

#### 2) 翌年度へ繰越した工事

労働基準監督署からの文書交付が

- ・ 有る場合 → 交付文書及び改善報告（何れも写し）を工事打合簿にて提出
- ・ 無い場合 → 工事完成通知書と一緒に工事打合簿にて提出
- ・ 提出先：発注側監督員まで（〆切は適宜）

### 2. 適用日（平成 29 年 11 月 1 日）以後の発注工事

上記の 1. 2) と同様の扱い

(参考)

お問合せ

English Chinese Korean Russian

背景色 白 黒 ページユ 文字サイズ 標準 拡大(150%) 拡大(200%)



島根県

Shimane Prefectural Government

サイト内検索 Custom Search

検索

HELLO ハローネットワーク  
電話加入権お申込

サイトマップ カレンダー (外部サイト)

トップ

防災・安全

観光

子育て・教育 医療・福祉

暮らし

しごと・産業

環境・県土づく

り 県政・統計

トップ > 環境・県土づくり > 技術管理 > 技術管理情報 > 島根県公共工事共通仕様書

[技術管理課]

## 島根県公共工事共通仕様書 (新着情報)

- ★島根県公共工事共通仕様書 (H28.4.1以降適用) の一部を改定しました。
  - ・本改定内容は平成30年4月1日より適用します。
  - [改定要旨、共通仕様書本編改定箇所資料はこちらから \(PDF: 7074kb\)](#)
  - ・本改定に伴い下請負人通知書を廃止し、施工体制台帳等の提出のみ求めることとなります。
  - 詳細はこちら…[施工体制台帳等による下請負人の通知について](#)
  - [施工体制台帳 \(様式例1\)](#)
  - [再下請負通知書 \(様式例2\)](#)
  - [施工体制台帳等提出時チェックリスト](#)
- ★島根県公共工事共通仕様書 (H27.4.1以降適用) の一部を改正しました。
  - ・本改定内容は平成28年4月1日より適用します。
  - [改定要旨、共通仕様書本編改定箇所資料はこちらから \(PDF: 5726kb\)](#)
- ★島根県公共工事共通仕様書 (H26.4.1以降適用) の一部 (第1編共通編) を改正しました。
  - ・本改定内容は平成27年4月1日より適用します。
  - [改定要旨、共通仕様書本編改定箇所資料はこちらから \(PDF: 69kb\)](#)
- ★島根県公共工事共通仕様書 (H24.4.1以降適用) の一部を改正しました。
  - ・本改正内容は平成26年4月1日より適用します。
  - [改正要旨、共通仕様書本編改正箇所資料はこちらから \(PDF: 5,769kb\)](#)
  - [施工管理基準改正箇所資料はこちらから \(PDF: 3,432kb\)](#)

○島根県公共工事共通仕様書 (以下、「共通仕様書」) は、島根県農林水産部及び土木部が発注する工事の契約において契約図書の一部となるものです。

○以下の各編をクリックすると閲覧、印刷及びダウンロードができます。

※なお、ファイルサイズが大きいため、表示に時間がかかったり、全く表示されない、また部分的にしか表示されない場合がありますので、右クリックして「対象をファイルに保存」するなど、一旦ファイルを保存してから利用されることをお勧めします。

※また、島根県公共工事共通仕様書の電子データはPDFファイルで提供しています。PDFファイルをご覧いただくには、アドビシステムズ社 (Adobe Systems Incorporated) が無料配布している Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が必要です。お持ちでない方は次のアイコンからダウンロードしてからご利用ください。なお、PDFファイルにおいて語句等を検索したい場合は、ファイルを開いた後に [Ctrl] キーを押しながら [F] キーを押し、検索したい語句等を入力して下さい。

### 1. 島根県公共工事共通仕様書本文

平成30年4月1日施行・・・平成30年4月1日以降適用

H30共通仕様書

<a href="#">表紙目次 (PDF: 672KB)</a>	<a href="#">第10編道路編 (改正) (PDF: 1043KB)</a>	<a href="#">第20編地すべり防止編 (改正) (PDF: 57KB)</a>
<a href="#">第1編共通編 (改正) (PDF: 1010KB)</a>	<a href="#">第11編公園緑地編 (改正) (PDF: 1301KB)</a>	<a href="#">第21編管路・畑かん施設編 (改正) (PDF: 270KB)</a>
<a href="#">第2編材料編 (改正) (PDF: 603KB)</a>	<a href="#">第12編下水道編 (改正) (PDF: 665KB)</a>	<a href="#">第22編用水路機場編 (改正) (PDF: 40KB)</a>
<a href="#">第3編土木工事共通編 (改正) (PDF: 3572KB)</a>	<a href="#">第13編港湾・漁港編 (改正) (PDF: 189KB)</a>	<a href="#">第23編頭首工 (改正) (PDF: 39KB)</a>

26	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (外部サイト)	国土交通省HP
27	薬液注入工法の管理について 薬液注入工法の管理に関する通達の運用について 薬液注入工事に係る施工管理等について	PDF形式 (290KB)
28	仮締切堤設置基準 (案) (外部サイト)	国土交通省HP
29	水質汚濁に係わる環境基準の改定について (外部サイト)	環境省HP
30	防護柵の設置基準の改定について	PDF形式 (399KB)
31	トンネル工事における可燃性ガス対策について (外部サイト)	国土交通省HP
32	道路附属物の基礎について (外部サイト)	国土交通省HP
33	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (外部サイト)	中央労働災害防止協会 (安全衛生情報センター) HP
34	土木構造物設計マニュアル (案) [橋門編] (外部サイト)	国土交通省HP
35	土木構造物設計マニュアル (案) に係わる設計・施工の手引き (案) [橋門編] (外部サイト)	国土交通省HP
36	騒音障害防止のためのガイドライン (外部サイト)	中央労働災害防止協会 (安全衛生情報センター) HP
37	手すり先行工法に関するガイドライン (外部サイト)	中央労働災害防止協会 (安全衛生情報センター) HP
38	非破壊試験による路側鋼製防護柵の根入れ長測定要領 (案) ・測定結果報告書作成要領 (案)	PDF形式 (627KB)
39	施工計画書作成上の留意点	PDF形式 (135KB)
40	セメント及びセメント系固固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領	PDF形式 (330KB)
41	超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領 (案)	PDF形式 (95KB)

## 5. 島根県公共工事共通仕様書特記事項

従来から、特記仕様書を設計図書の一部として添付しているところですが、このたび、特記仕様書を見直し、別添のとおり島根県公共工事共通仕様書特記事項 (以下「特記事項」という) を定めました。なお、平成25年11月1日以降、この「特記事項」は設計図書への添付を省略しています。また、発注工事固有の特記仕様については、従来どおり設計図書に添付します。

- 平成30年4月1日以降入札公告及び指名通知する工事に適用

島根県公共工事共通仕様書特記事項  
島根県公共工事共通仕様書特記事項様式集  
新旧対照表

- 平成29年11月1日以降起案する発注工事に適用

島根県公共工事共通仕様書特記事項  
島根県公共工事共通仕様書特記事項様式集  
新旧対照表

- 平成29年10月1日以降起案する発注工事に適用

島根県公共工事共通仕様書特記事項  
島根県公共工事共通仕様書特記事項様式集  
新旧対照表

- 平成28年4月1日以降の工事に適用

島根県公共工事共通仕様書特記事項  
島根県公共工事共通仕様書特記事項様式集  
新旧対照表

- 平成26年8月1日以降の工事に適用

島根県公共工事共通仕様書特記事項  
島根県公共工事共通仕様書特記事項様式集  
新旧対照表

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-18	見出し 建設副産物	4,5,6	(参考)ラージリサイクル法に定められた一定規模以上の工事
				再生資源利用計画書を作成する工事 次のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂……………1,000m <sup>3</sup> 以上 2. 砕石…………… 500t以上 3. 加熱アスファルト混合物…200t以上		再生資源利用促進計画書を作成する工事 次のいずれかに該当する指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂……………1,000m <sup>3</sup> 以上 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 } 合計 200t以上 建設発生木材
					追-1	建設廃棄物の処理を行う場合は、「建設廃棄物処理計画書」(様式-2)を作成し、施工計画書に添付しなければならない。 なお、「再生資源利用促進計画」(様式第55号)を作成している場合は、「建設廃棄物処理計画書」を兼ねることができる。
					追-2	高根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税(島根県産業廃棄物減量税)が課税されるので適正に処理しなければならない。
					追-3	1. 舗装版の切断作業を行う場合、作業時に発生する排水または粉塵については、水質汚濁の防止等のため回収を義務づける場合を除き、回収に努めるものとする。 なお、排水または粉塵を回収し現場外へ搬出し処理する際には、適正な処理を行う必要があるため、排水は産業廃棄物の「汚泥」として、粉塵は産業廃棄物の「がれき類」として処理施設へ処理しなければならない。 2. 舗装版切断時に発生する排水または粉塵を回収する場合、「建設廃棄物処理計画書」(様式-2)を作成し、施工計画書に添付しなければならない。 なお、排水または粉塵を回収した場合の処理費用については、当初計上していない場合、監督職員との協議の上、設計変更で見込むものとする。
				部分使用	追加	施工条件書において実施を予定している部分使用検査については、受注者は、検査予定日、検査対象等について監督職員と協議するものとする。 受注者は、施工中の工事に関し労働基準監督署等から指導票や是正勧告書等が交付された場合は、発注者に報告するものとする。また、交付された指導票や是正勧告書等に対する改善が終わった場合にも、発注者に報告するものとする。
				工事中の安全確保	II	受注者は、土石流または冬期間における土石流、融雪出水、雪崩、土砂崩れ等(以下「雪崩等」という。))の到達するおそれのある現場においては、下記の事項に留意するものとする。 (1) 工事の施工に当たり、十分な資料収集を行い、工事内容を踏まえた安全対策を検討しなければならない。 (2) 安全対策費が別途必要となる場合は、監督職員と協議しなければならない。 (3) 安全対策に資する資料及び安全対策費(安全費)に関しては、「土石流の到達するおそれのある現場での工事に関する特記仕様書」によるものとする。 (4) 雪崩等の危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させなければならない。 (5) 雪崩等の危険が相当期間連続と予想され、工事の継続が困難と判断した場合は、一時中止、工期延期、追加防災対策等を協議しなければならない。
				工事中の安全確保	追-1	



「島根県公共工事共通仕様書 特記事項 (平成29年度版)」

第1条 (適用)

この島根県公共工事共通仕様書特記事項は、島根県の実施する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農業農村整備事業、治山事業、漁港・漁場整備事業の工事、その他これらに類する工事の施工に適用し、島根県公共工事共通仕様書に優先するものとする。

第2条 (追加仕様事項)

共通仕様書に対する追加仕様事項は下記のとおりとす。なお、この追加仕様事項による様式については、次の島根県ホームページ [http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji\\_info/shiyousho/index.data/tokkijikouyousiki.doc](http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/index.data/tokkijikouyousiki.doc) からダウンロードすること。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-1	見出し 適用	3	契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、共通仕様書及び共通仕様書特記事項に優先する。
1	1	1	1-1-1-2	用語の定義	7	仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書及び共通仕様書特記事項と各工事に規定される特記仕様書を総称している。 同等以上の品質とは、共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書で指定する品質又は共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
1	1	1	1-1-1-3	設計図書の照査等	2	「設計図書の照査」に関しては、工事内容に応じて次の項目について照査を行うものとする。 なお、「設計図書の照査」の範囲を超える内容については、「島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き(案)」によるものとする。 (1) 施工上の基本条件 ・荷重、支持力、水位、仮締め切り等の条件 ・運搬路、迂回路、水路切廻し、ヤード確保の見通し ・工期を制約する現場条件の有無(用地取得状況、近接構造物、埋設物、支障物件など) ・環境対策の要否 (2) 関連機関との調整 ・河川、道路、鉄道、公安委員会、漁協等との調整状況 ・地元及び地権者との調整状況 ・保安林、埋蔵文化財等の調整状況 (3) 貸与資料 ・地質調査報告書、追加調査の必要性 ・地盤判定に必要な資料 ・測量成果(基準点、水準点、平面、縦断、横断、用地) (4) 地盤条件 ・追加調査の必要性 (5) 地形及び施工条件 ・用地境界 (6) 現地踏査 ・埋設物、支障物件、周辺施設との近接状況等の把握